

7 「地域猫活動」は 動物愛護管理法の趣旨そのもの

「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的とは？

環境省のパンフレットより

人と動物の共生する社会の実現を目指して

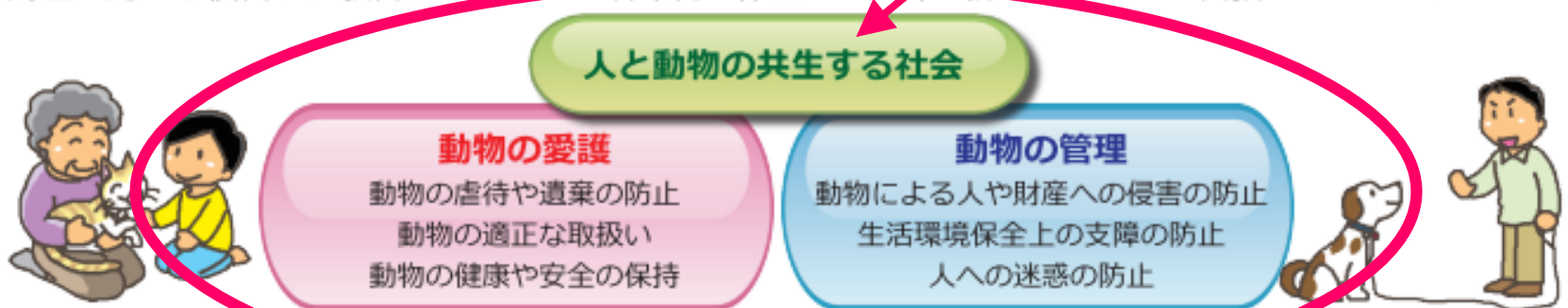


「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」の対象となる動物は、家庭動物(ペット等)だけでなく、展示動物、産業動物(畜産動物)、実験動物などを広く含みます。

100

人と動物の共生する社会の実現への2つの柱 「愛護」と「管理」

動物愛護管理法は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。



法律の**目的**は

人と動物の共生する社会の実現



我々のテーマに置き換えると

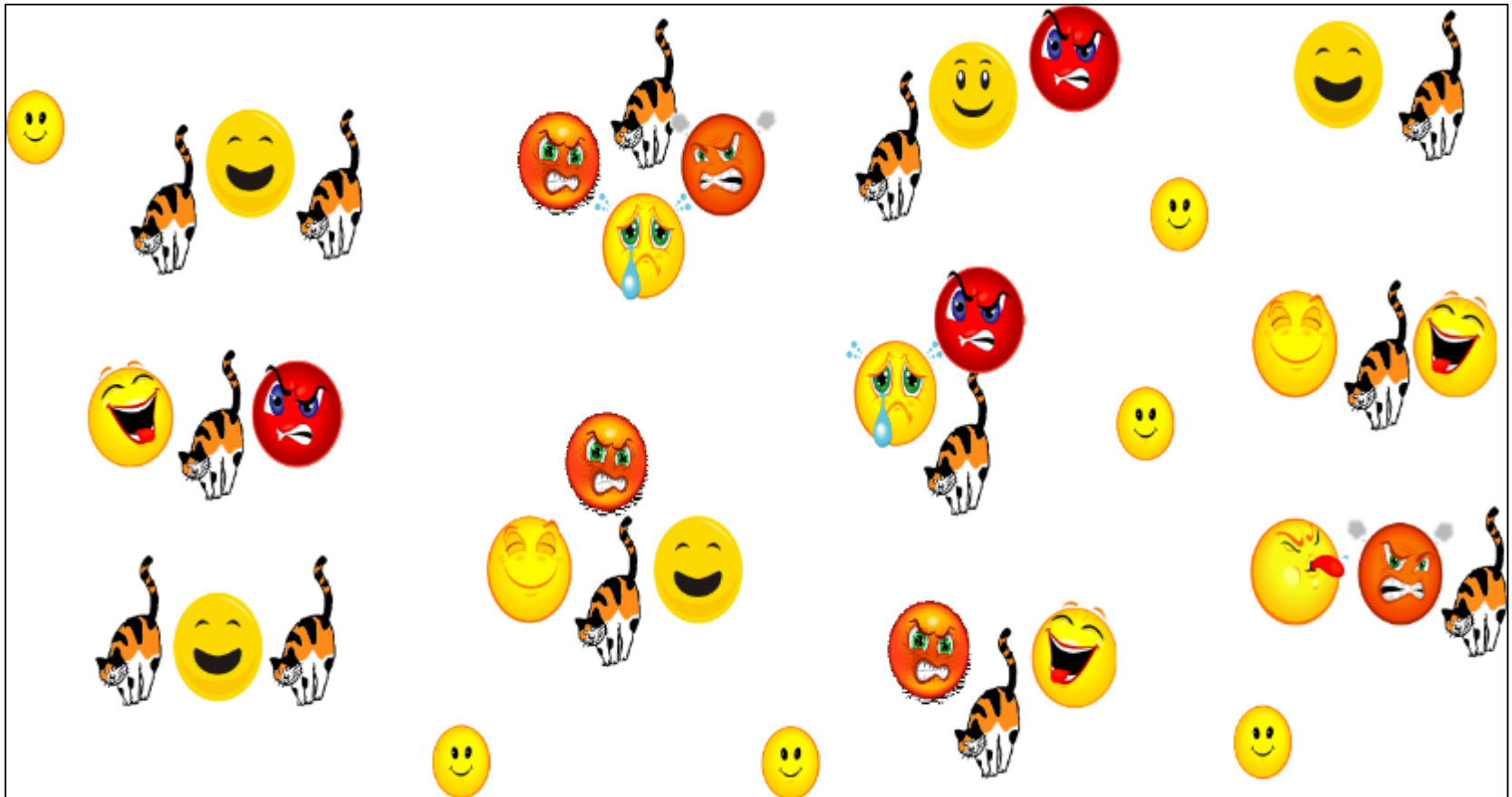
人と猫の共生する社会の実現



社会 = 人間社会のこと

あたり前だが、法律は「動物の社会」について書いて
いるのではない。

～ノラ猫をめぐる人間社会～ 現在はこんな感じ？



笑っている人、怒っている人、泣いている人
無関心な人、様々混在していて、まさにカオス

「地域猫」というときの「地域」の意味

「地域」 = 場所（エリア）・・・×

「地域猫」とは、地域にいる猫のことではない。
それだと「ノラ猫」を呼び変えただけである。

「地域」 = **地域社会（コミュニティ）**・・・○

だから「地域猫」とは・・・

地域コミュニティ と共生している猫

||

地域に住んでいる人々 と共生している猫

地域に住んでいるひとりひとりが本当の意味で
ノラ猫と共生できるようにするには、どうしたらよいか

みんな地域住民

そして

みんな

共生できていない

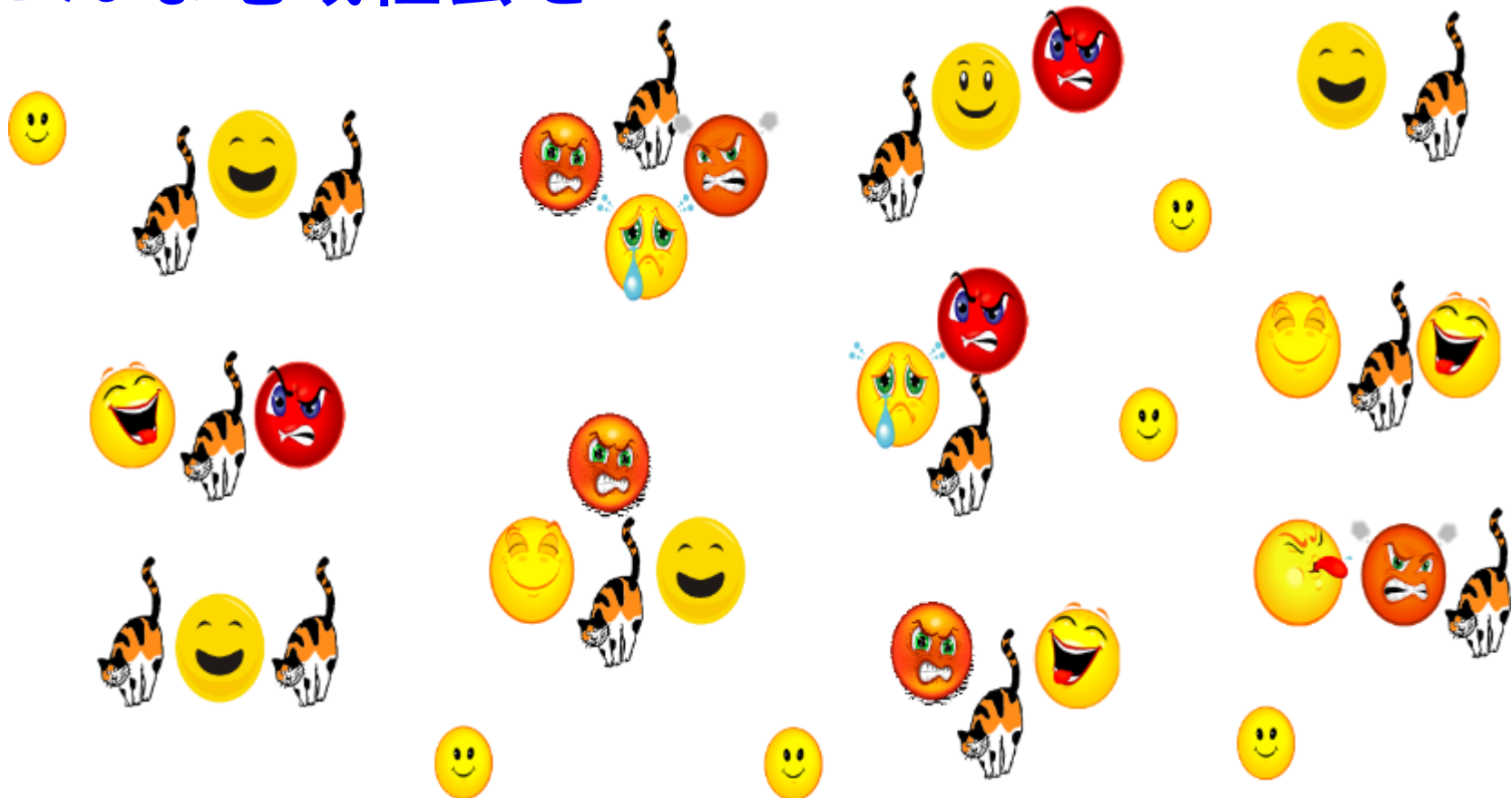
- こそこそエサを与えている人
- エサは与えていないが猫好きで
ノラ猫の心配をしている人
- ノラ猫被害に怒っている人
- ノラ猫被害で嘆いている人
- 自分には関係ないと思っている人

「ノラ猫と共生できているか、否か」は
地域住民ひとりひとりの心の中にある

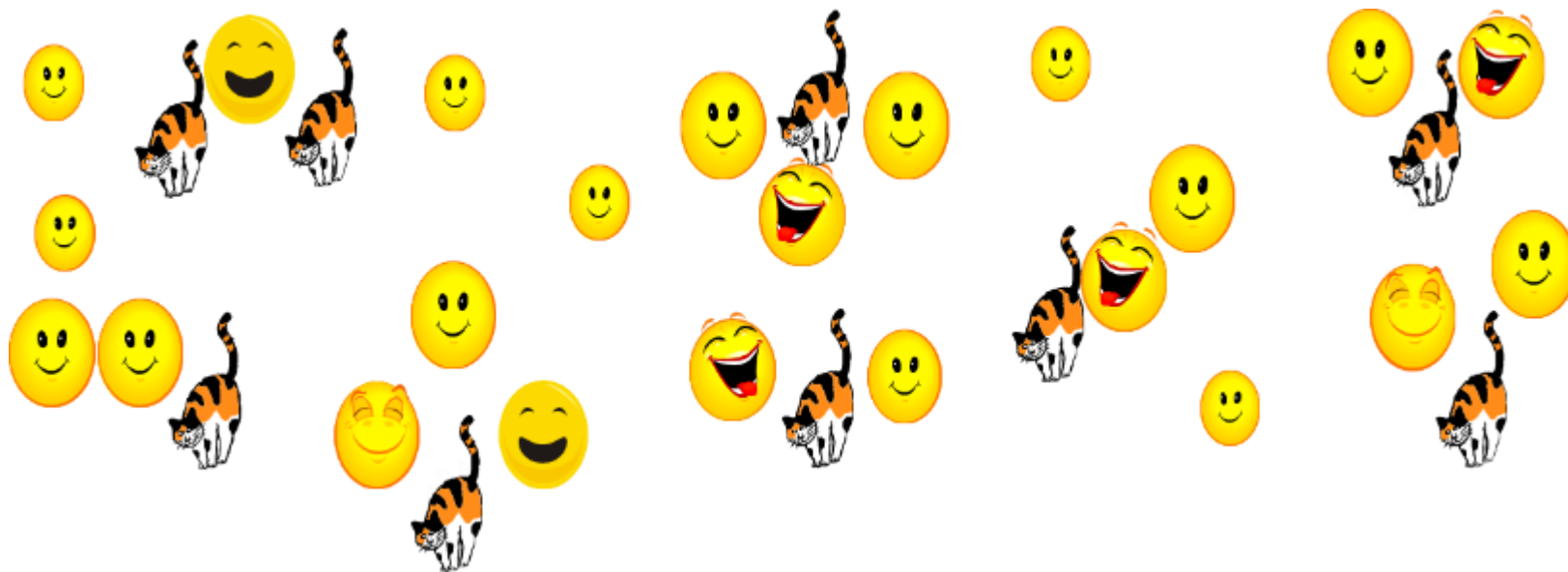
地域のひとりひとりの心に安心を提供しないと
「人と猫の共生する地域社会」は決して実現しない

地域猫活動の目指すもの

こんな地域社会を...



こんな地域社会に！



ノラ猫がいてもイライラしない地域社会

注意！ 皆が猫を大切にしている地域社会**ではない**

猫好きでない人

適正管理（被害減少）を理解し、もはやイライラしない。

「被害対策されているし、猫で癒されている人もいるし、
まあ仕方がないか」

エサを与えている人

きちんとマナーを守り、近隣に配慮。きちんと挨拶！

猫が好きでも嫌いでもない人

地域トラブルが収まって、安心

point

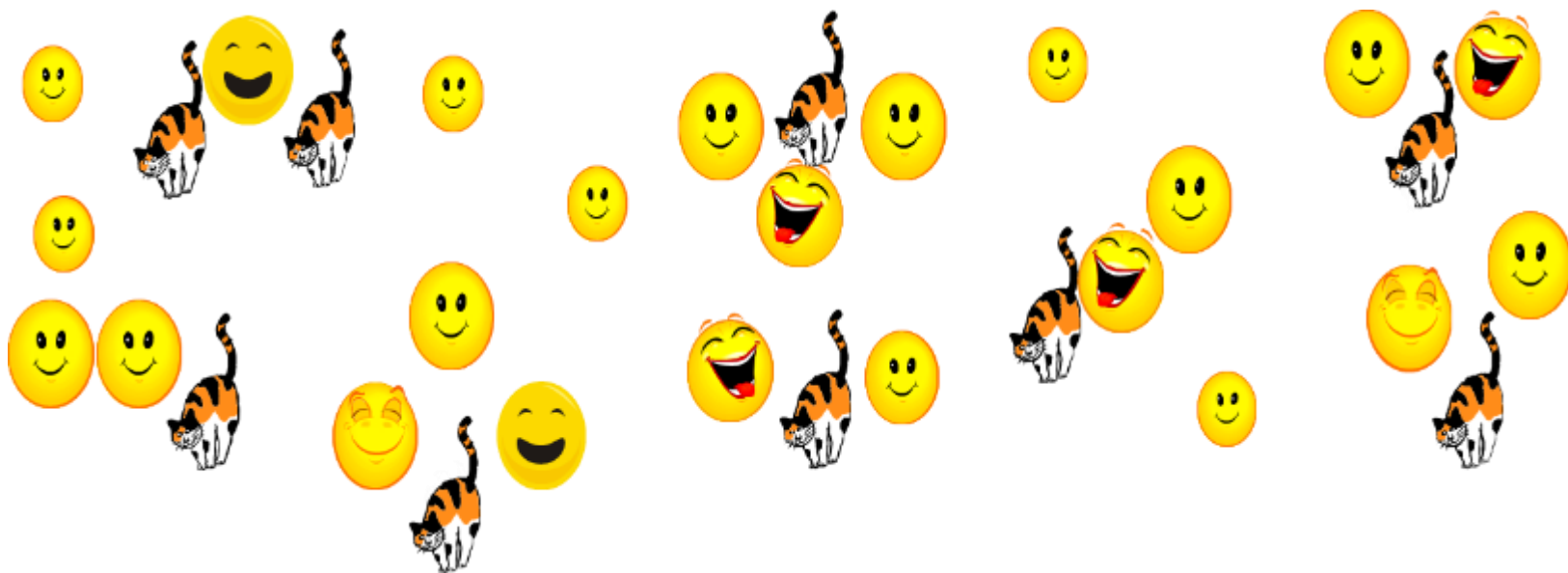
カギを握るのは、猫が好きな方の行動

とにかく、目を見てきちんと挨拶！

そして、マナーをしっかりと守ること

ノラ猫がいてもイライラしない地域社会

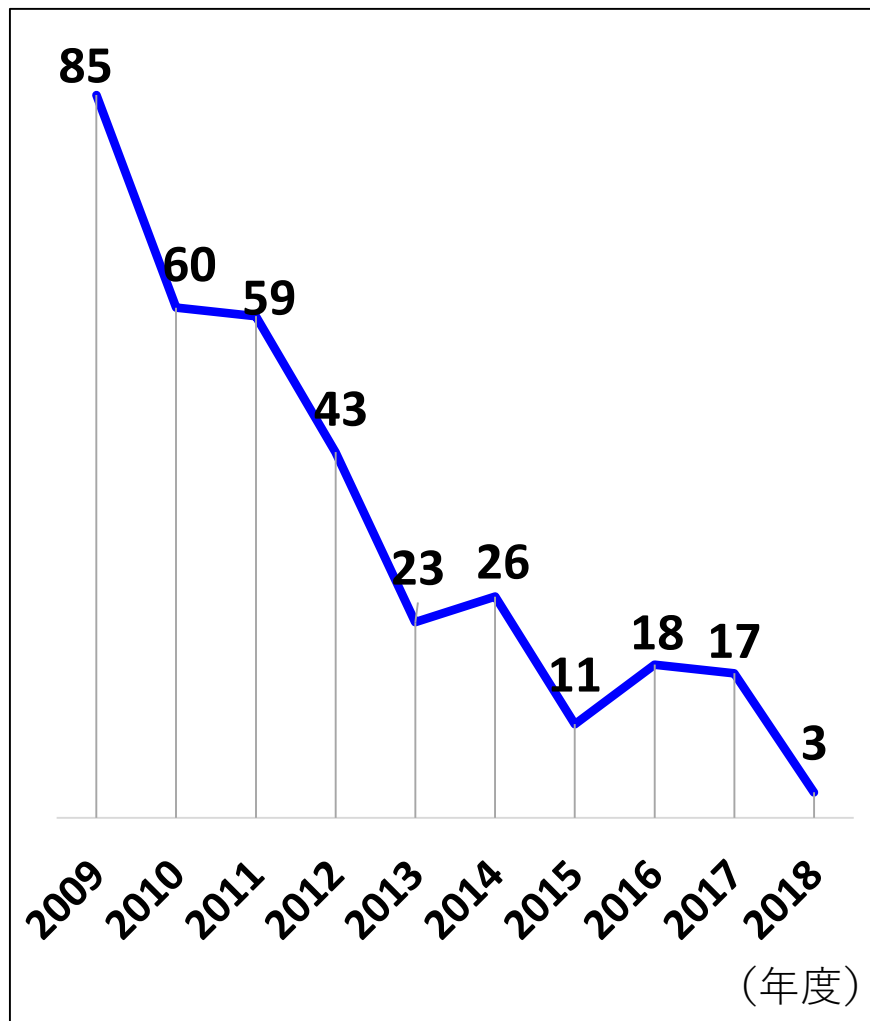
(くどいですが、
皆が猫を大切にしている地域社会ではありません)



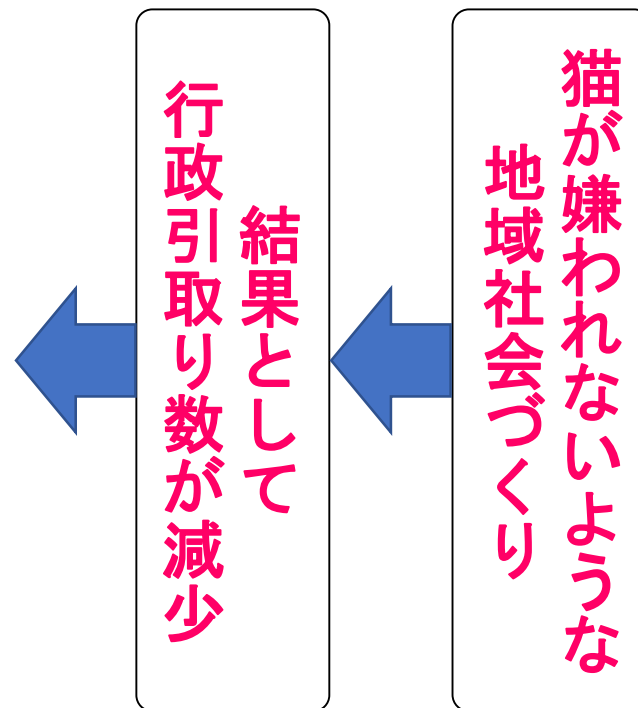
- 1 「邪魔な猫は行政に引き取ってもらおう」とは誰も思わない
- 2 イライラしていないので、行政に苦情が寄せられない

地域猫活動によって「持ち込みゼロ」に近づく

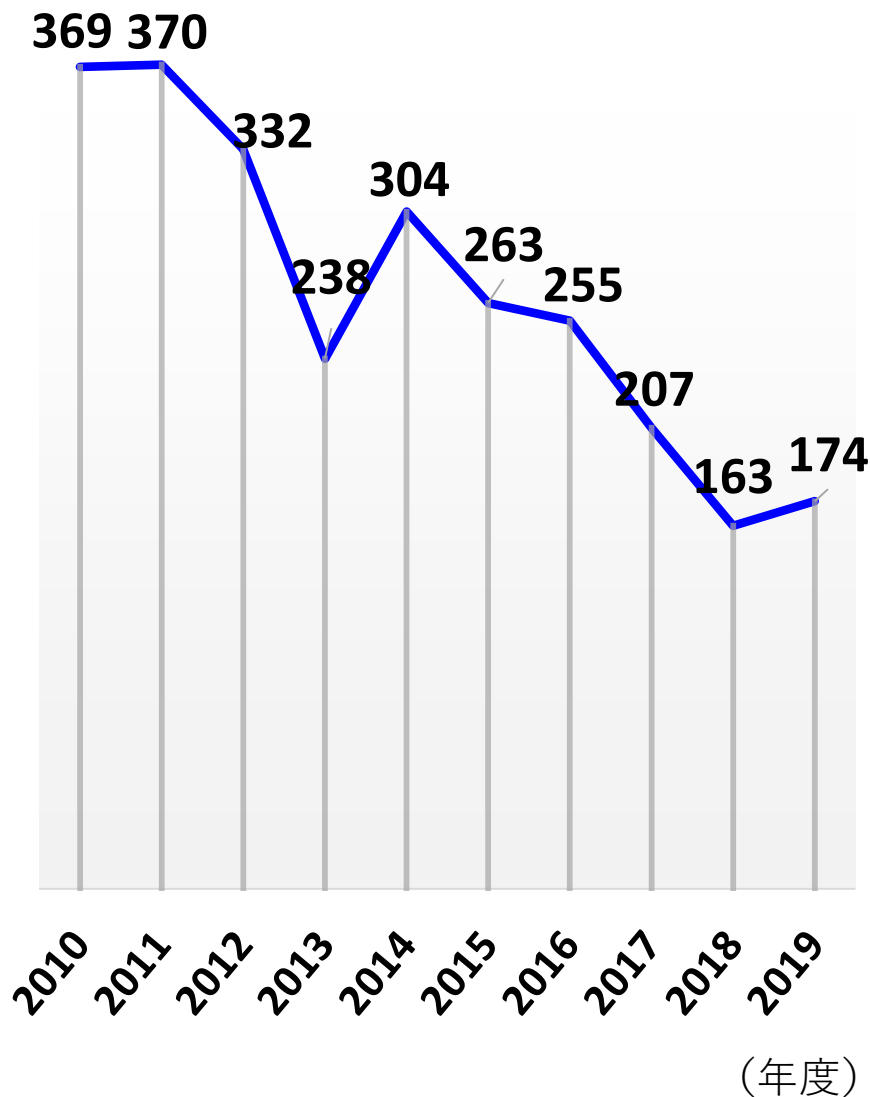
東京都動物愛護相談センターにおける
練馬区内からの子猫の引取り数



参考：練馬区人口は約73万人



練馬区の苦情数の推移



地域猫活動をしている地域が
増えるに従って…

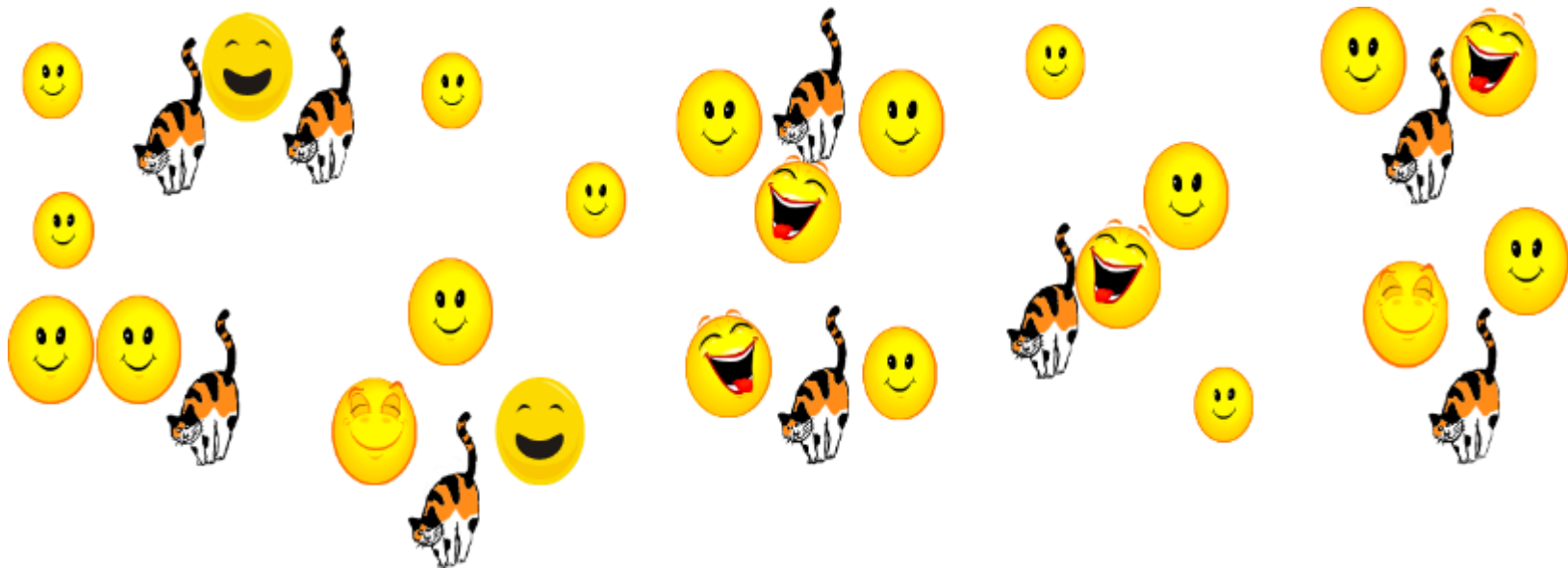
苦情数が減少

しかも

地域猫活動地域からの苦情は
とても少ない

なぜなら

戸別訪問やチラシ配布など、
繰り返し、かつ徹底的に行う
地域密着の広報活動により
対策されていることが
地域住民に知られているから



地域住民によって適正管理
誰もイライラしていない
行政への苦情もない
行政に持ち込まれる猫もいない
おそらく全体数も減少している

動物愛護管理法の目的どおり

**人と動物（猫）の
共生する地域社会**

地域猫活動とは

- ① 地域の力によって、
- ② 生態を踏まえた合理的な猫被害対策を進め、
- ③ 住民の不安を除去していくことで、
- ④ 猫に対する住民意識を自然な流れで変えていき
- ⑤ 法の目的である「人と動物の共生する社会」を
地域という小さな社会で実現する
- ⑥ 地域密着型の、草の根の市民活動である。

法令の根拠（環境省告示）①

動物愛護管理法に基づく自治体向け指針

環境省 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

（最終改正：令和2年環境省告示第53号）

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

② 講ずべき施策

ア 住宅密集地等において **地域住民の十分な理解の下**に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。

この指針における「地域猫活動」の定義

住宅密集地等において **地域住民の十分な理解の下**に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動

法令の根拠（環境省告示）②

動物愛護管理法に基づく国民向け基準

環境省 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
(最終改正：令和2年環境省告示第21号)

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、**不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に**、**給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策**など、**周辺**の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

この基準における「**地域猫対策**」の定義

不妊去勢手術を施して、**周辺地域の住民の十分な理解の下に**、**給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策**

8 全体まとめ

愛猫家の方へ①

「猫の命を守りましょう！」

= 地域共通の価値観にはなり得ません

愛護の気持ちが前面に出ると

ディープな活動の雰囲気になります

→ → → 一般住民が協力してくれなくなる

愛護の情熱は心の内に秘めるのがコツ

自動車にたとえるなら

愛護の情熱 = エンジン

被害対策 = ボディー (外見)



愛猫家の方へ②

「わたしが猫を守ります！」

ではなくて

「猫が地域みんなから嫌われないようにするにはどうしたらよいか」

を考える

- ① 住民に安心を提供すると・・・
- ② 猫を見る住民の目が少し変わる（殺気が減る）
- ③ 人の目が変わったのを感じた猫は、
安心して可愛らしい姿を見せ始める
- ④ 猫が自然と地域の人に受け入れられるようになる

猫の魅力を信じてください

愛猫家の方へ③

「わたしが猫を守ります！」

ではなくて

「猫が地域みんなから嫌われないようにするにはどうしたらよいか」

を考える



まずは、活動者自身が、
地域の人と仲良くなること

地域で「浮いている」人の活動を、
一体誰が協力するだろうか？

愛猫家以外の方へ

必要なのは、問題解決に向けた合理的思考です

「猫好き」

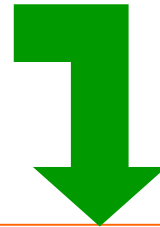
「猫被害者」

「どちらでもない」

立場の違い

価値観の違い

思いの違い



自分と相手の考えの違いを埋める必要は全くない
過去のうらみつらみも問題解決の足かせになるだけ

対策をしないと、恐るべき速度で事態は悪化します
合理的に考え、立場を超えて連携し、手早く対策しましょう

どんな立場の人も

ノラ猫だらけの状態は良くないと思っています

そこが（そこだけが）一致点

ノラ猫の数を減らすため、協力しましょう

ノラ猫問題の主役は地域住民

地域のひとりひとりへのアプローチを後回しにすると、対策は決してうまくいかない。

全頭手術が終わっていても、
地域住民から猫が石を投げつけられていたら
まるで意味がない。

ノラ猫ゼロではなく
ノラ猫トラブルゼロをめざしながら
個体数も減少させていく

ノラ猫対策の要点は

「住民の不安を除去し、安心を提供する」
＝「ひとりひとりの気持ちに寄り添うこと」

地域猫活動は、官民協働の地域課題解決プログラムです

この活動は、**市民生活向上のための公共的なもの**です。
だから行政も支援しています。



公共性を保証
(信用力を貸す)



助言・お手伝い



先輩ボランティア

住民自治

地域の問題、地域で解決

各種資料をまとめました
ぜひご利用ください

